

令和 8 年度

知事（実施機関）が行う事務事業
評価に関する実施計画

長崎県

令和 8 年度

知事（実施機関）が行う事務事業評価に関する実施計画

目 次		頁
1 趣旨	-----	1
2 基本的な考え	-----	1
3 評価の対象	-----	1
4 評価の単位	-----	1
5 評価の実施方法	-----	2
6 実施機関又は知事が行う政策評価結果に対する対応	-----	5
7 長崎県政策評価委員会の意見に対する対応	-----	5
8 評価に関する情報の公表と県民意見の積極的募集	-----	5
9 長崎県政策評価委員会の運営	-----	5
10 留意事項	-----	6
11 実施に係る細目	-----	6
別表 1 事業群評価の対象から除く事務事業	-----	7
(様式 1) 事業群評価調書（令和 8 年度）	-----	8
(様式 2) 事業評価調書[途中評価]（令和 8 年度） [指定管理者制度導入施設]（A 調書）	-----	1 1
(様式 3) 事業評価調書[途中評価]（令和 8 年度） [指定管理者制度導入施設]（B 調書）	-----	1 5

令和８年度

知事（実施機関）が行う事務事業評価に関する実施計画

1 趣旨

長崎県政策評価条例（平成１８年長崎県条例第１号。以下「条例」という。）第５条第１項の規定に基づき、知事が行う令和８年度の事務事業評価に関する実施計画を定める。

2 基本的な考え

効果的かつ効率的な行政の推進と県民の視点に立って成果を重視した行政運営の実現を図るためには、社会経済情勢の変化や県民ニーズなどに適切に対応するとともに、限られた予算や人員等の行政資源を有効に活用し、重点的な事業展開を図ることが必要である。

したがって、事務事業の評価に当たっては、長崎県総合計画みんなの未来図２０３０（以下「総合計画」という。）や各部局の個別計画をはじめとする各種計画、県議会での議論、監査委員や包括外部監査の意見・指摘、県政アンケート調査の結果等を踏まえつつ、事務事業の成果等を検証し、必要性、効率性及び有効性等の観点から評価を行うものとし、事業の見直しや改善をなお一層推進していくものとする。

3 評価の対象

（１）基本方針第２の２の２－１（２）に規定しているとおり、評価の対象は、原則として、総合計画に掲げる施策の下に位置づけられる事業群を推進する令和８年度当初及び６月までに措置された補正予算計上事業とする。

ただし、別表１（「事業群評価の対象から除く事務事業」）の事業項目に該当する事業は、評価の対象から除くものとする。

（２）指定管理者制度導入施設の評価（事務事業評価の特定分野の評価として実施）については、制度導入２年度目以降の全施設（県予算の計上が無い施設を含む。）を対象に途中評価を行うものとする。

4 評価の単位

原則として総合計画に掲げる施策の下に位置づけられる事業群を評価の単位とするが、事業群を推進する事業が極端に多い場合や少ない場合は、必要に応じて分割又は統合できるものとする。また、個別事業については予算事項を評価の対象とするが、事業内容、成果の把握や指標の設定等に当たり、予算事項単位によることが適当でない場合は、必要に応じて分割又は統合することができるものとする。

また、指定管理者制度導入施設の評価においては、個々の施設を単位とする。

5 評価の実施方法

5-1 実施機関又は知事が行う事務事業評価

(1) 事務事業評価の観点

I. 事業群評価

基本方針第2の2の2-2(1)に規定する評価の観点(必要性、効率性、有効性、事業構築の視点等の観点)に沿って、事業群全体で構成する事業を俯瞰し、事業の方向性について評価を行うものとする。

《必要性》

目的、手段、関与の事項について、事業実施の前提条件となる必要性を以下のとおり評価するものとする。

- ①目的：事業群の目標達成、課題解決を念頭に、社会環境の変化や県民ニーズから見た事業の妥当性を評価する。
- ②手段：時代変化や制度改正への対応から見た事業内容の妥当性を評価する。
- ③関与：「県と民間・市町村との役割分担（公的関与の判断基準）について」（平成15年12月24日 財政課策定）の判断基準を踏まえ、行政が担う必要があるのか、県が行わなければならない事業か、補助事業化・民間委託化等の余地はないか、民間（NPOなど）との協働により実施できないかなどについて評価する。

《効率性》

投入した行政資源（予算や人員など）に対して、行政活動が効率的に実施されているか、事業コストを削減する代替手法がないかなどについて評価するものとする。

《有効性》

事業群の目標達成、課題解決に十分寄与する手法となっているか、事業の目的に対して、実際にどの程度の成果があがっているか、手法は、成果指標の目標達成に寄与する手法となっているか、他の手段や類似事業（他課室等や他県の例など）との比較検討の結果、事業効果をさらに上げる余地はないかなどについて評価するものとする。

《事業構築の視点》

事業群評価の実施に際しては、全庁的に事業構築に関して重視すべき視点及び部（局）の特徴に応じて設定した重視すべき視点により評価するものとする。

- ①事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、事業の選択と集中ができているか
- ②指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
- ③人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
- ④政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。

- ⑤県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
- ⑥県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
- ⑦戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
- ⑧国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案（制度改正要望）する必要はないか。
- ⑨経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しになっているか。

《その他》

以上の観点のほか、公平性・優先性など事務事業の特性に応じて、評価に必要な観点を適宜設定して評価を行うものとする。

なお、公平性・優先性の観点としては、以下のものが考えられる。

- 公平性：行政目的に照らして、事務事業の効果や費用の負担が公平に分配されるものとなっているのか、又は実際に得られているかなどについて評価する。
- 優先性：これまで整理した評価の観点や視点からの評価を踏まえて、事業群全体として、可能な限り予算・人員を増加させない方向でスクラップアンドビルドの徹底を意識して、どの事務事業を他の事務事業よりも優先すべきかについて評価する。

Ⅱ. 指定管理者制度導入施設の評価

基本方針第2の2の2-2（1）に規定する評価の観点（必要性、効率性、有効性等の観点）に沿って、以下のとおり評価を行うものとする。

《必要性》

目的、手段、関与の事項について、事業実施の前提条件となる必要性を以下のとおり評価するものとする。

- ①目的：社会環境の変化や県民ニーズから見た事業の妥当性を評価する。
- ②手段：時代変化や制度改正への対応から見た事業内容の妥当性を評価する。
- ③関与：「県と民間・市町村との役割分担（公的関与の判断基準）について」（平成15年12月24日 財政課策定）の判断基準を踏まえ、行政が担う必要があるのか、県が行わなければならない事業か、補助事業化・民間委託化等の余地はないか、民間（NPOなど）との協働により実施できないかなどについて評価する。

《効率性》

投入した行政資源（予算や人員など）に対して、行政活動が効率的に実施されているか、事業コストを削減する代替手法がないかなどについて評価するものとする。

《有効性》

事業の目的に対して、実際にどの程度の成果があがっているか、手法は、成果指標の目標達成に寄与する手法となっているか、他の手段や類似事業（他課室等や他県の例など）との比較検討の結果、事業効果をさらに上げる余地はないかなどについて評価するものとする。

《その他》

以上の観点のほか、公平性・優先性など事務事業の特性に応じて、評価に必要な観点を適宜設定して評価を行うものとする。

なお、公平性・優先性の観点としては、以下のものが考えられる。

○公平性：行政目的に照らして、事務事業の効果や費用の負担が公平に分配されるものとなっているのか、又は実際に得られているかなどについて評価する。

○優先性：これまで整理した評価の観点や視点からの評価を踏まえて、当該事務事業を他の事務事業よりも優先すべきかについて評価する。

(2) 事務事業評価を行うときの評価調書の作成及び作成調書の知事への送付

I. 事業群評価

評価は、事業群を推進する事業を推進する事務事業を所管する課室等の長が協力して行い、評価調書（別紙「様式1」）を作成するものとする。とりまとめは、事業群の数値目標を所管する課室が行うものとする。

なお、作成した評価調書は、別途指定する期日までに、財政課に提出するものとする。

提出された調書の記述等については、内容の統一性等を踏まえ、必要により調整〔事務事業の所管課室等と財政課との間で調整〕を行うものとする。

II. 指定管理者制度導入施設の評価

評価は、事務事業を所管する課室等の長が行い、以下に定める評価調書を作成するものとする。

なお、作成した評価調書は、別途指定する期日までに、財政課に提出するものとする。

提出された調書の記述等については、内容の統一性等を踏まえ、必要により調整〔事務事業の所管課室等と財政課との間で調整〕を行うものとする。

①事業評価調書〔指定管理者制度導入施設〕〔A調書〕

・・・・・・・・・・（別紙「様式2」）

指定管理者制度を導入した施設のうち、下記に該当する施設について評価を行うときには、「様式2」の評価調書を作成するものとする。

・令和7年度の指定管理者が行う管理運営に要した額と県が管理運営負担金として負担する額とは別に直接負担する額（「2 施設の概要」－「県予算」－「その他」の欄の額）の合計額が10,000千円以上の施設

②事業評価調書〔指定管理者制度導入施設〕〔B調書〕

・・・・・・・・・・（別紙「様式3」）

指定管理者制度を導入した施設のうち、A調書作成の対象外の施設について評価を行うときには、「様式3」の評価調書を作成するものとする。

※知事が行う政策評価結果の評価調書への記述等について

県政の統一性を確保するなどの観点から、知事が必要であると認め、政策評価

を行った場合は、別途指示する方法により評価調書へ必要事項を記載するものとする。

5-2 長崎県政策評価委員会（附属機関）の評価

事務事業評価において、長崎県政策評価委員会（以下「委員会」という。）に諮問する事項は、以下のとおりとする。

知事は、令和8年度に実施する事業群評価の結果について諮問を行うものとする。

6 実施機関又は知事が行う政策評価の結果に対する対応

事務事業の所管課室等の長は、財政課が別途通知する報告書様式により、指定する期日までに、継続事業の途中評価の結果に対する反映状況等を整理し、財政課に報告書を提出するものとする。

7 長崎県政策評価委員会の意見に対する対応

事務事業の所管課室等の長は、財政課が別途通知する報告書様式により、指定する期日までに、委員会からの意見に対する県の考え方（対応）を整理し、財政課にその報告書を提出するものとする。

8 政策評価に関する情報の公表と県民意見の積極的募集

（1）知事は、政策評価に関する情報（評価調書や評価の結果に関連する情報をはじめ、基本方針や実施計画、委員会の意見とそれに対する県の考え方（対応）など）について、県民にとって分かりやすい内容、容易に入手できる方法で適時に公表するとともに、政策評価の結果については、県民が意見を述べる機会が確保されるよう設定するものとする。

（2）知事は、事務事業評価の結果について、県民から積極的な意見を募集する期間を設定し、意見を聴取するものとする。なお、意見募集期間中に寄せられた意見については、財政課が別途通知する報告書様式により、指定する期日までに、意見に関連する事務事業の所管課室長において県の考え方（対応）を整理し、財政課に報告書を提出するものとする。さらに、知事は、それらの報告を取りまとめ、適時に公表するものとする。

9 長崎県政策評価委員会の運営

（1）会議の招集

条例第10条第1項に規定する委員長が定められていないとき（委員の改選に伴い開催される初回の委員会を含む。）は、委員会の会議の招集は、知事が行うものとする。

（2）会議の公開

1）委員会の会議は、原則として公開する。ただし、次のいずれかに該当する場合

は、公開しないことができる。

- ① 長崎県情報公開条例（平成13年長崎県条例第1号）第7条第1項各号に規定する情報に該当すると認められる事項についての調査審議を行う場合
 - ② 長崎県個人情報保護条例（平成13年長崎県条例第38号）第8条第2項各号に規定する場合を除くほか、同条例第2条第1項第1号に規定する個人情報についての調査審議を行う場合
 - ③ その他委員会を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じることが明らかに予想される場合
- 2) 委員長は、会議の非公開について、前項の基準に基づき、委員会に諮って決定するものとする。
- 3) 前項の規定により、会議を公開しないことを決定したときは、委員長はその理由を明らかにしなければならない。

（3）傍聴する場合の手続き等

- 1) 委員会の傍聴を希望する者は、委員会の開会予定時刻までに、会場受付で氏名及び住所を記入し、委員長の許可を得た上で、事務局の指示に従って委員会の会場に入室しなければならない。
- 2) 傍聴の受付は、先着順で行い、定員になり次第、受付を終了するものとする。
- 3) 傍聴の定員は、委員長があらかじめ定めるものとする。
- 4) 報道機関の記者等については、前三項の規定は適用せず、委員長の許可を得た上で、会場に入室させることができる。

（4）議事の公表

委員会は、原則として議事要旨を公表するものとする。ただし、本実施計画の前記の「（2）会議の公開」の1)の①から③までに規定する議事については、公表しないことができるものとする。

10 留意事項

- （1）事務事業の所管課室等の長は、評価調書をはじめ、政策評価に関する情報や公表資料の作成に当たっては、県民に対して公開することを念頭に置いて、できるだけ分かりやすく、客観的な記述となるよう努めるものとする。
- （2）継続事業の途中評価結果を公表した以降、令和9年度の当初予算要求時までの間に、評価結果として公表した令和9年度事業の実施に向けた方向性の記述内容に、大きな変更や追加が生じる場合には、速やかに財政課に報告するものとする。

11 実施に係る細目

この実施計画の定めるもののほか、事務事業評価の実施に必要な事項については、別に定めることができるものとする。

別表1 事業群評価の対象から除く事務事業

	事業項目
1	公債費
2	不動産投資償還金
3	県税関係清（精）算金、交付金、還付金
4	過年度貸付分利子補給金
5	予備費
6	総務運営費（専ら課の運営事務費であり名称の如何を問わない）
7	災害復旧費
8	100%国庫・受託等事業で、事業群に位置づけられないもの
9	国直轄事業負担金
10	庁舎の維持管理費
11	許認可・国家資格試験事務関係経費
12	その他、法令等に基づく事業で、事業群に位置づけられないもの

事業群評価調書（令和8年度実施）

基本戦略名		事業群主管所属・課(室)長名	
施策名		事業群関係課(室)	
事業群名		令和7年度事業費(千円)	※下記「2. 令和7年度取組実績」の事業費(R7実績)の合計額 0

1. 計画等概要

(長崎県総合計画みんなの未来図2030 本文)						(取組項目)				
						i) ii)				
事業群	指 標		基準年	R8	R9	R10	R11	R12	最終目標 (年度)	(進捗状況の分析)
		目標値①							(R)	
		実績値②	(R)						進捗状況	
		達成率 ②／①								
その他関連指標	指 標		基準年	R8	R9	R10	R11	R12	最終目標 (年度)	
		目標値①							(R)	
		実績値②	(R)						進捗状況	
		達成率 ②／①								

2. 令和7年度取組実績（令和8年度新規・補正事業は参考記載）

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名	事業費（単位:千円）			事業概要 令和7年度事業内容及び実施状況 (令和8年度新規・補正事業は事業内容)	指標（上段：活動指標、下段：成果指標）				令和7年度事業の成果等
				R6実績	うち 一般財源	人件費 (参考)		主な指標	R6目標	R6実績	達成率	
				R7実績					R7目標	R7実績		
				R8計画					R8目標			
				事業実施の根拠法令等								
				事業期間	法令による 事業実施の 義務付け	県の裁量 の余地が ない事業			他の評価 対象事業 (公共、研究 等)			
				所管課(室)名				事業対象				
							●事業内容	【活動指標】				●事業の成果
							●実施状況					
								【成果指標】				●事業群の目標達成への寄与

							●事業内容	【活動指標】				●事業の成果
							●実施状況	【成果指標】				●事業群の目標達成への寄与
							●事業内容	【活動指標】				●事業の成果
							●実施状況	【成果指標】				●事業群の目標達成への寄与
							●事業内容	【活動指標】				●事業の成果
							●実施状況	【成果指標】				●事業群の目標達成への寄与

3. 実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

i	●実績の検証及び解決すべき課題	●課題解決に向けた方向性
ii	●実績の検証及び解決すべき課題	●課題解決に向けた方向性

4. 令和8年度見直し内容及び令和9年度実施に向けた方向性

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名	令和8年度事業の実施にあたり見直した内容 ※令和8年度の新たな取組は「R8新規」等と、見直しが無い場合は「一」と記載	令和9年度事業の実施に向けた方向性		
			事業期間		事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
			所管課(室)名				

1. 施設の名称等

施設名称	
所在地	

事業所管	
課（室）長名	

総合計画上の位置づけ	基本戦略	
	施策	
	事業群	

2. 施設の概要

設置年月日		年 月 日					
設置法令等							
設置目的							
利用対象者等							
施設内容							
施設の利用 料金体系							
類似施設の 設置状況							
県 予 算	区 分 (単位：千円)		令和4年度 (実績)	令和5年度 (実績)	令和6年度 (実績)	令和7年度 (実績)	令和8年度 (計画)
	財 源	国 庫					
		その他 ()					
		一般財源					
	事業費＜A＞		0	0	0	0	0
	内 訳	管理運営負担金					
		その他 ()					
		人件費＜B＞					
	合計＜C＝A＋B＞		0	0	0	0	0
	単位あたりコスト						
(説明) 「 」＝C÷()							

3. 指定管理者の概要

指定管理者 の名称等	《所在地》
	《名 称》
	《代表者氏名》
指定期間	年 月 日 ~ 年 月 日
業 務	
利用料金制	導入済 未導入 選定方法 公募 非公募

4. 成果指標の達成状況及び管理運営に要した経費等の収支状況

成果 指標 の 達 成 状 況	①	(目標値の根拠)		<令和7年度実施における変更点>			
	②						
	③						
	実 績		令和4年度 (実績)	令和5年度 (実績)	令和6年度 (実績)	令和7年度 (実績)	令和8年度 (計画)
	単位						
	①	a 目標値					
		b 実績値					
		c 達成率b/a	%				
	②	a 目標値					
		b 実績値					
		c 達成率b/a	%				
	③	a 目標値					
		b 実績値					
		c 達成率b/a	%				

指定管理者の 収支状況	事業計画 (R7)		令和4年度 (実績)	令和5年度 (実績)	令和6年度 (実績)	令和7年度 (実績)	令和8年度 (計画)
	(千円)	実績－計画					
利用料金		0					
県負担金		0					
その他		0					
収入計a	0	0	0	0	0	0	0
支出b		0					
うち人件費		0					
収支a-b	0	0	0	0	0	0	0
配置職員数 (人)	常勤	0	常勤	常勤	常勤	常勤	常勤
	非常勤	0	非常勤	非常勤	非常勤	非常勤	非常勤

※（注記事項があれば記載）

《表その2：管理運営負担金の対象事業を定めている場合は、次の表を使用する。》

指定管理者の 収支状況	事業計画 (R7)		令和4年度 (実績)	令和5年度 (実績)	令和6年度 (実績)	令和7年度 (実績)	令和8年度 (計画)
	(千円)	実績－計画					
負担 金 事 業	県負担金	0					
	その他	0					
	収入計a	0	0	0	0	0	0
	支出b		0				
	うち人件費		0				
	収支a-b	0	0	0	0	0	0
そ の 他 事 業	利用料金	0					
	その他	0					
	収入計c	0	0	0	0	0	0
	支出d		0				
	うち人件費		0				
	収支c-d	0	0	0	0	0	0
配置職員数 (人)	常勤	0	常勤	常勤	常勤	常勤	常勤
	非常勤	0	非常勤	非常勤	非常勤	非常勤	非常勤

5. 令和7年度事業の実施状況・実績の検証

管理運営の状況	計画		実績	
	<指定管理者実施分> ① ② ③ ④		<指定管理者実施分> ① ② ③ ④	
	<県実施分> ① ②		<県実施分> ① ②	
	検		証	

収支計画・実績				
収支の状況	<指定管理者実施分>			(単位：千円)
	主な項目	計画	実績	増減理由・収支改善の取り組み等
	収入 a			
	うち〇〇			
	うち△△			
	支出 b			
	うち××			
	うち□□			
	収支 a-b	0	0	
	<県実施分>			
検 証				
指定管理者制度の導入効果を踏まえた施設の設置目的の達成状況の総合評価 (説明)				

6. 令和8年度事業の実施にあたり見直した内容

内 容

7. 令和8年度事業の評価

※評価区分（a：行われている、b：一部行われていない、c：行われていない）

指定管理者の行う管理運営等に関する評価	視点	評価	判定理由
指定管理者の行う管理運営等に関する評価	・施設の設置目的にあった管理運営が行われているか。		
	・住民の公平かつ平等な利用の確保が行われているか。		
	・利用者に質の高いサービスの提供が行われているか。		
	・施設・設備の維持管理は適切に行われているか。		
	・収入の確保に向けた取り組みが行われているか。		
	・経費節減に向けた取り組みが行われているか。		
	(その他の観点)		

施設 の在り方 について の評価		視点	評価	理由
必 要 性	・ 県民ニーズに照らして、事業の必要性が薄れていないか。	a. 薄れていない b. 一部薄れている c. 薄れている		
	・ 事業を取りまく環境、経済情勢などの変化に適応しているか。	a. 適応している b. 一部適応していない c. 適応していない		
	・ 市町または民間に移管・移譲することが適当（可能）ではないか。	a. 適当（可能）でない b. 一部適当（可能）でない c. 適当（可能）である		
効 率 性	・ 県の負担や業務量に見合った活動結果が得られているか。	a. 得られている b. 一部得られている c. 得られていない		
	・ 指定管理者制度以外で、同一の県負担や業務量でより大きな活動結果が得られる手法に代えられないか。	a. 代えられない b. 一部代えられない c. 代えられる		
有 効 性	・ 指定管理者制度は、施設の設置目的の達成に十分寄与する手法となっているか。	a. なっている b. 一部なっていない c. なっていない		
	・ 事業効果をさらに上げる余地はないか。	a. 余地はない b. 一部余地がある c. 余地がある		
(その他の観点)				

8. 令和9年度事業の実施に向けた方向性

区 分	現状維持	改善	移管	廃止
(説明：令和9年度事業の実施に向けた方向性の理由・見直しの内容)				
(上段に加え、成果指標達成状況が「未達成」であるのに現状維持の場合はその理由を以下に記載)				

1. 施設の名称等

施設名称	
所在地	

事業所管	
課（室）長名	

総合計画上の位置づけ	基本戦略	
	施策	
	事業群	

2. 施設の概要

設置年月日		年 月 日					
設置法令等							
設置目的							
利用対象者等							
施設内容							
施設の利用 料金体系							
類似施設の 設置状況							
県 予 算	区 分 (単位：千円)		令和4年度 (実績)	令和5年度 (実績)	令和6年度 (実績)	令和7年度 (実績)	令和8年度 (計画)
	財 源	国 庫					
		その他 ()					
		一般財源					
	事業費＜A＞		0	0	0	0	0
	内 訳	管理運営負担金					
		その他 ()					
		人件費＜B＞					
	合計＜C＝A＋B＞		0	0	0	0	0
	単位あたりコスト						
(説明) 「 」＝C÷()							

3. 指定管理者の概要

指定管理者 の名称等	《所在地》					
	《名 称》					
	《代表者氏名》					
指定期間	年 月 日 ～ 年 月 日					
業 務						
利用料金制	導入済	未導入	選定方法	公募	非公募	

4. 成果指標の達成状況及び管理運営に要した経費等の収支状況

成果指標の達成状況	①		(目標値の根拠)		<令和6年度実施における変更点>			
	②							
	③							
	実 績		単位	令和4年度 (実績)	令和5年度 (実績)	令和6年度 (実績)	令和7年度 (実績)	令和8年度 (計画)
	①	a 目標値						
		b 実績値						
		c 達成率b/a	%					
	②	a 目標値						
		b 実績値						
		c 達成率b/a	%					
	③	a 目標値						
		b 実績値						
		c 達成率b/a	%					
	指定管理者 の収支状況		事業計画 (R7)		令和4年度 (実績)	令和5年度 (実績)	令和6年度 (実績)	令和7年度 (実績)
(千円)			実績－計画					
	利用料金		0					
	県負担金		0					
	その他		0					
	収入計a	0	0	0	0	0	0	0
	支出b		0					
	うち人件費		0					
	収支a-b	0	0	0	0	0	0	0
配置職員数	常勤		0	常勤	常勤	常勤	常勤	常勤
(人)	非常勤		0	非常勤	非常勤	非常勤	非常勤	非常勤

※(注記事項があれば記載)

5. 令和7年度事業の実施状況・実績の検証

管理運営の状況	計 画		実 績	
	<指定管理者実施分>		<指定管理者実施分>	
	①		①	
	②		②	
	③		③	
	④		④	
	<県実施分>		<県実施分>	
	①		①	
	②		②	
	指定管理者制度の導入効果を踏まえた施設の設置目的の達成状況の総合評価			
(説明) ※管理運営の状況や収支の状況の検証結果、成果指標の達成状況等を踏まえて記載				

6. 令和8年度事業の実施にあたり見直した内容

内 容	

7. 令和8年度事業の評価

視 点		評 価	指定管理者の行う管理運営等に関する評価 施設の在り方についての評価	視 点		評 価
指定管理者の行う管理運営等に関する評価	・施設の設置目的にあった管理運営が行われているか。			必要性	・県民ニーズに照らして、事業の必要性が薄れていないか。	a. 薄れていない b. 一部薄れている c. 薄れている
	・住民の公平かつ平等な利用の確保が行われているか。				・事業を取りまく環境、経済情勢などの変化に適応しているか。	a. 適応している b. 一部適応していない c. 適応していない
	・利用者に質の高いサービスの提供が行われているか。				・市町または民間に移管・移譲することが適当（可能）ではないか。	a. 適当（可能）でない b. 一部適当（可能）でない c. 適当（可能）である
	・施設・設備の維持管理は適切に行われているか。			効率性	・県の負担や業務量に見合った活動結果が得られているか。	a. 得られている b. 一部得られている c. 得られていない
	・収入の確保に向けた取り組みが行われているか。				・指定管理者制度以外で、同一の県負担や業務量でより大きな活動結果が得られる手法に代えられないか。	a. 代えられない b. 一部代えられない c. 代えられる
	・経費節減に向けた取り組みが行われているか。			有効性	・指定管理者制度は、施設の設置目的の達成に十分寄与する手法となっているか。	a. なっている b. 一部なっていない c. なっていない
(その他の観点)					・事業効果をさらに上げる余地はないか。	a. 余地はない b. 一部余地がある c. 余地がある
				(その他の観点)		

※評価区分（a：行われている、b：一部行われていない、c：行われていない）

8. 令和9年度事業の実施に向けた方向性

区 分	現状維持	改善	移管	廃止
(説明：令和8年度事業の実施に向けた方向性の理由・見直しの内容)				
(上段に加え、成果指標達成状況が「未達成」であるのに現状維持の場合はその理由を以下に記載)				